## 主文本件抗告は之を棄却する。

依つて按ずるに、記録編綴の甲第一、二号護によれば(一)昭和二十五年七月十 一日岐阜簡易裁判所に於てBを債権者とし、C外二名を債務者とする同所昭和二十五年(イ)第六一号綿撚糸損害和解事件に就き裁判上の和解が成立したこと。 ·)右和解事件に弁護士Aが債務者Cの代理人として出廷したこと。 十五年十二月十日右債権者から債務者Cに対し、右和解調書に基き強制執行が為 (四) 右強制執行は右弁護士Aが債権者Bより委任を受け同弁護士が 執行吏に委任してなされたものであることは何れもその疏明充分である。従つて弁 護士Aが曩に債務者Cの委任を受けて裁判上の和解をなしながら後日同一事件につきその相手方たる債権者Bの委任を受けて右債務者に対し強制執行を為したものであることが明かである。右の行為が果して弁護士法第二十五条第一号の規定に違反するものである〈要旨〉か否かに就いて按ずるに弁護士法第二十五条は当事者の保護 を目的とすると同時に弁護士をして誠実に其職務</要旨>を行わせ、以て其の風紀を 維持し品位を涜すことのないようにする注意に出でたものであることを観取し得る 先に当事者の一方から訴訟上の委任を受けた事件については、其委任の終了 後であつても更に相手方から委任を受けて其職務を行うことは絶対に許されないも のと解さなければならない。故に苟くも当事者の一方から委任を受けて訴訟上の行為をした以上は、たとへ抗告人の主張するように其の委任内容が特定せられていて自由裁量の権限がなかつたものであり且私法上の契約により定められた義務の履行 に過ぎなかつたとしても同一事件について相手方から委任を受けることは出来ない ものであり、先の委任内容を云々して解釈を二途にすべきではないと云わねばなら ない。然らば前記のように弁護士Aが先に債務者Cの代理人として裁判上の和解を しながら後に債権者Bより該和解調書に基く強制執行の委任を受けることは同一事 件の委任を受けることに帰するから前示法条に違反するもので同弁護士の該受任は 絶対に無効である。従つて同弁護士より委任を受けて為した執行吏の執行行為は結 局適法な委任なくしてなされた違法のものであると断ぜざるを得ない。

依つて右A弁護士の委任に基く執行史の強制執行は許されないとした原決定は是に相当であつて本件抗告は理由がないから之を棄却すべきものと認め主文の通り決定する。

(裁判長判事 中島奨 判事 白木伸 判事 鈴木正路)